

研究成果概要

司法研究科 西尾幸夫

研究課題は、「ドイツ企業法におけるグローバル化の受容」であるが、より具体的には、1990年代から現在までのいわゆる規制緩和・グローバル化のなかで、ドイツ会社法および企業法がどのような変容を遂げたかを点検・検討し、わが国における会社・企業法（の変遷）との比較検討を行うことである。

受入先であるデュッセルドルフ大学法学部のノアック教授（Prof.Ulrich Noack）は、会社訴訟法の研究者として有名であるが、なかでも会社の意思決定に果たすIT化の影響を詳細に分析し、IT化を前提とした機関（株主総会、監査役会など）の招集・討議・決定にかかわる問題点を詳細に分析、検討を加えている教授としてもよく知られている。

私の研究課題に照らして、研究対象は大きくは2つに分かれる。一つは、金融・証券市場のグローバル化とEU域内での金融・証券市場法の統一化のなかで、ドイツ会社法・証券取引法が90年代以降、どのような変容を経たかを整理・検討することである。具体的には、1992年に小規模会社法が成立し、とくにベンチャー企業が株式会社に組織変更し、証券市場との接点をもつことで、証券市場での資金調達と自己資本比率の改善をはかれるようにしたことが始まりであるが、その後毎年のように改正がなされてきている。その中でも、注目されることは、企業再編の1つである企業結合における少数株主の排除（スキーズ・アウト）の規制である。株式法327条a（2002年に新設された）は、発行済株式の95%を所有するに至った株主は残り5%未満の少数株主の所有している株式を現金で買い取るにより会社から排除する（スキーズ・アウト）ことを認めた規定であるが、この規定の是非を巡り、ドイツ憲法14条の所有権保護との関係を含め、株主の存続と企業の発展との関係が活発に議論されてきた。立法化された現在でも、この規定は上場会社に限定される（グローバル化の波を避けて通れない資本市場の法の適用を受ける会社に限定される）べきであり、かつ「正当な理由」を必要とするとの解釈も有力に主張されている。つまり、ドイツ会社法におけるグローバル化の流れを見る一つの基軸、換言すれば、グローバル化を立法政策や解釈論のうえでどれほど考慮すべきかは、多数派株主対少数派株主との関係にあるといえる。他方、わが国では、2006年の会社法の下で、合併等の対価の柔軟化を初め、脱目的化された株式併合や全部取得条項付種類株式を用いたスキーズ・アウトが多用され、しかも特別決議さえあれば足りることになった（2014年6月に国会で可決された会社法改正では95%を有する株主が少数株主を排除できる旨の規定が設けられたが、そこでは、これまでの全部取得条項付種類株式等をどうするかという大きな問題が残されているとともに、当該規定が設けられる過程で、ドイツのような株式所有権を巡る議論はほとんど見られなかった）。留学期間中は、スキーズ・アウトに関するノアック教授の推薦された資料や文献を読み、その過程で疑問に思った点やより深く知りたい点を教授に伝えることで、さらに資料・文献を紹介して頂くというプロセスをたどった。ドイツ会社法における1990年以降の改正過程は多岐にわたるため、スキーズ・アウトだけでは捉えきれないことはもちろんであり、改正全体をあらためて詳しく検討す

る必要がある。これは今後の研究課題として残されている。

改正過程の大きな要因としてあげられるのは、前述のEU法である。ここ数年、ドイツでは、大学の授業科目にEU法が必ず取り入れられ、会社法の講義等でも副タイトルとして、「EU会社法」が付けられている。しかも研究も盛んで、大部な著書が次々と発刊されている。また、これも前述したが、証券取引所法、証券（取引）法、公開買付法といったいわゆる証券取引法が整備され、その研究も非常に盛んである。そして、1990年代の会社法の変遷を見るうえでは、この証券取引法の展開も無視できない。この流れを詳しく追うことも今後に残された課題である。

以上のように、留学期間中に入手した資料や文献等を用いて、ドイツにおける1990年以降の改正過程を、スキーズ・アウトを基軸にして、詳しく検討してきたが、この作業は引き続いて行いたいと考えている。まとめ次第、論文として発表したいと考えている。

研究課題のもう一つに、企業法のグローバル化があるが、これはもっぱらドイツでは、共同決定法のあり方と関連づけて論じられている。ノアック教授は、共同決定法の研究を行っていないことから、デュッセルドルフ市内にあるハンス・ベックラー財団（Hans Boecker Stiftung）の研究員にこの間の共同決定法を巡る議論について教授を受けることになった。この財団は、ドイツ労働総同盟からの資金的援助の下で、とくに労働者の共同決定法の維持・拡大を目的にさまざまな情報収集、研究活動を行っている（最近ではEU域内での共同決定の充実に力を入れている）が、研究員（Dr.Lasse Puetz）からそれにかかわる文献・資料の提供と紹介を受け、最新の情報を得ることができた。ドイツの共同決定法も、1990年代からグローバル化の影響の下で、ドイツのような共同決定システムでは国際競争力に勝てない、ドイツ有力企業の海外（他のEU加盟国への）逃避をもたらし、ドイツ経済の空洞化をもたらすといった軋轢の下で、たとえば、2004年には経営者団体（BDA/BDI）が共同決定にどう対処すべきかという視点で、「Mitbestimmung modernisieren: Bericht der Kommission Mitbestimmung」アンケート調査に基づいた報告書を提出したり、研究者からなるドイツ共同決定現代化委員会が2006年に報告書（Bericht der wissenschaftlichen Mitglieder der Kommission mit Stellungnahmen und der Vertreter der Unternehmen und der Vertreter der Arbeitnehmer）を提出するなど、そのあり方を巡って議論が展開されてきた。結果的には、紆余曲折はあったものの、グローバル化の中で、共同決定の制度はその骨格を変えることなく維持されている（ただし、現状をどう評価するかについては意見の対立がある）。ドイツにおいては、会社法は共同決定法と密接な関連を有していることから、ドイツ会社法（あるいはドイツ企業のコーポレート・ガバナンス）を見るうえでは避けて通れないが、グローバル化の中で制度として維持・存続が図られたことは注目すべきことである。この点は、またわが国の規制緩和と会社法との関係を考えるうえでも注目すべきである。

ただ、共同決定を巡る資料や文献は、まだ十分には読み切れておらず、またさらなる資料の収集も必要なことから、今後の研究課題として、残されている。